

杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校設置協議会設置要綱

平成22年6月1日

杉教第2327号

(設置)

第1条 杉並区立新泉小学校（以下「新泉小学校」という。）及び杉並区立和泉小学校（以下「和泉小学校」という。）及び杉並区立和泉中学校（以下「和泉中学校」という。）による施設一体型の小中一貫教育校の開校に向けての検討を行うため、杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校設置協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 小中一貫教育校の内容に関する事。
- (2) 小中一貫教育校の校舎建設及び施設整備に関する事。
- (3) その他開校の準備に関する必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、教育長が委嘱又は任命する次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 新泉小学校長 1名
- (2) 和泉小学校長 1名
- (3) 和泉中学校長 1名
- (4) 新泉小学校副校長 1名
- (5) 和泉小学校副校長 1名
- (6) 和泉中学校副校長 2名
- (7) 学校支援本部の代表 4名
- (8) 新泉小学校、和泉小学校及び和泉中学校の通学区域内に存する町会及び自治会の代表 4名
- (9) 新泉小学校保護者 3名
- (10) 和泉小学校保護者 3名
- (11) 和泉中学校保護者 3名
- (12) 新泉小学校、和泉小学校及び和泉中学校の学校関係者 4名
- (13) 教育委員会事務局教育改革担当部長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、その任期を延長することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 3 協議会の会議は公開とする。ただし、出席者の過半数で決定したときは非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育改革推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。